

京都未来交通イノベーション研究機構事務局業務 企画提案要領

京都未来交通イノベーション研究機構事務局業務を行うにあたり、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務

京都未来交通イノベーション研究機構事務局業務

2 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、京都市契約事務規則の規定に基づく競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「競争入札有資格者」という。）であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（コンソーシアム）を結成して応募することも可能とする。ただし、その場合他の共同提案企業との間で役割を定めた協定書を締結すること（提出期限後の締結になる場合は、企画提案書にその旨を記載すること）。

- (1) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。

4 募集期間

平成27年3月16日（月）から平成27年3月27日（金）まで

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 契約期間
契約締結日から平成28年3月31日（木）まで
ただし、京都市及び受託者が合意した場合には、3年を限度として1年ごとに更新することがある。
- (3) 委託金額
9,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

ただし、本募集提案は停止条件付きの提案募集であり、本市の予算措置が決定されなかった場合は事業化されない。

6 応募手続等

公募に応募する者は、次に示すところにより、別添様式の業務委託プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局 歩くまち京都推進室（担当 梶山・谷垣）

TEL : (075)222-3483 fax : (075)213-1064

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(a) 参加表明書（別添様式）1 部

(b) 企画提案書（任意様式）5 部

企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、審査基準を参考に作成するものとする。様式は、A4横書き（図表についてはA3を用いることは可能。ただし、A4版に折り畳むものとする。）にまとめること。

(c) 見積書（任意様式）1 部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

平成 27 年 3 月 27 日（金）午後 5 時

ウ 提出場所

上記（1）のとおり

エ 提出方法

上記（1）に記載する担当部局・担当者まで、持参又は郵送，FAXすること。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「3 応募資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

平成 27 年 3 月 25 日（水）午後 5 時

*期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

書面による質問（様式は問わない）とし、上記（1）の提出先に問い合わせること。

エ 回答

すべての質問及び回答については、原則として、京都市都市計画局歩くまち京都推進室のホームページにて閲覧に供する。回答は、この要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- (a) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (b) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (c) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (d) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- (a) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (b) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (c) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (d) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (e) すべての提出書類は返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、本市が設置する京都未来交通イノベーション研究機構事務局業務委託先選定会議（以下「選定会議」という）において企画提案書の内容について審査する。

選定会議は以下の者により構成する。

- (1) 都市計画局交通政策担当局長
- (2) 都市計画局歩くまち京都推進室長
- (3) 都市計画局歩くまち京都推進室事業推進担当部長
- (4) 都市計画局都市企画部長

なお、選定会議において、企画提案書の内容についてヒアリングが必要と判断された場合は、別途連絡する日程によりヒアリング審査を行う。

(2) 審査基準

書類審査及びヒアリング審査により、以下の項目について審査する。

| 評価項目 | 評価ポイント |
|------|--|
| 企画内容 | 仕様書に記載している本事業の趣旨を十分に理解し、効果的に運営するための工夫がなされているか。 |
| 実施体制 | 円滑に事業を運営できる体制の確保が見込めるか。 |
| 業務実績 | 本業務に類似又は関連する業務の実績があるか。 |
| 見積経費 | 提案内容の質に応じた受託希望金額であるか。 |
| その他 | 本市が仕様書で要求する項目以外のもので、特筆すべき事項又は有効な追加提案があるか。 |

(3) 決定

選定会議の審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

選定会議において受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議の上、契約する。

契約内容については、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議の上内容を決定する。

なお、上記の交渉が整わなかった場合は、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

8 その他

(1) 再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、あらかじめ本市の承認を得ること。

(2) 著作権等の帰属

本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて本市に帰属するものとする。

9 スケジュール（予定）

| | |
|------------------|---------------------|
| 平成 27 年 3 月 16 日 | 公募開始 |
| 3 月 27 日 | 各種必要書類の提出期限 |
| 3 月下旬～ | 選定会議による審査、委託先の決定、契約 |